【フラット35】 Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

併用する 金利引下げ プラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	住宅の条件※ 金利引下げプランごとの次の基準のうち、いずれか1つ以上に適合する必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。		
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年▲ 0. 5%	(1) 認定低炭素住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3) 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)* (4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6) 長期優良住宅 *竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限ります。		
	6年目~ 10年目	年▲ 0. 25 %			
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年▲ 0. 5%	(1) 断熱等性能等級4の住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅* (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4) 免震建築物 (5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同住宅等については、一定の更新対策が必要) *建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31日以前の住宅に限る。)および基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31日以前の住宅に限る。)および基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限る。)についても対象となります。		

- ※ 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。「中古タイプ基準」は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。
- ※ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】リノベの併用については、住宅金融支援機構またはお申込み予定の金融機関にお問い合わせください。
- (注) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】 Sは平成30年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、 予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト (www.flat35.com)でお知らせします。)。

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.36%*の場合 ※ 平成29年10月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で 取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利

【フラット35】子育で支援型・地域活性化型なら【フラット35】より総返済額が約38万円お得! 【フラット35】子育で支援型・地域活性化型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用なら【フラット35】 より終版済額が約110万円お得!

みった。 かった はない ランド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	【フラット35】	【フラット35】 子育て支援型・地域活性化型				
借入金利	全期間 年1.36%	当初5年間 年1.11%	6年目以降 年1.36%			
毎月の返済額	全期間 89,811円	当初5年間 86,232円	6年目以降 89,327円			
総返済額	37,720,831円	37,331,403円				
【フラット35】 との比較 (総返済額)	- ▲389,428円		,428円			

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と 【フラット35】S(金利Aプラン)の併用

当初5年間	6年目~10年目	11年目以降
年0.86%	年1.11%	年1.36%
当初5年間	6年目~10年目	11年目以降
82,742円	85,752円	88,339円

36.611.197円

▲1,109,634円

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注)上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果の数値は概算です。

射水市と住宅金融支援機構が連携

平成29年11月版

射水市 指定宅地取得支援事業、空き家対策支援事業及び きららか射水移住支援事業

× 【フラット35】子育で支援型·地域活性化型

「射水市の助成金・補助金」と「住宅金融支援機構【フラット35】の金利引下げ年▲O. 25%」により、若年子育で・同居・近居・UIJターンのための住宅取得を支援します

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、

射水市と住宅金融支援機構が連携し、射水市が行う助成金・補助金による支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる(5年間▲0.25%)制度のことです。

射水市 補助金による 財政的支援



住宅金融支援機構 【フラット35】の 金利引下げ

金利引下げプラン

金利引下げ期間

金利引下げ幅

【フラット35】子育て支援型

【フラット35】地域活性化型

当初5年間

【フラット35】の借入金利から 年▲0、25%

平成30年3月31日までの申込受付分に適用(※)

- (※)【フラット35】<mark>子育て支援型・地域活性化型</mark>には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問合せください。
- (注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
- (注2) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。
- (注3)【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は【フラット35】S等と併用することができます(裏面をご覧ください。)。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

射水市の補助制度については

射水市



- 〇射水市指定宅地取得支援助成金交付事業
- 〇射水市空き家対策支援事業補助金交付事業 関係は 都市整備部建築住宅課 TEL 0766-51-6683
- ○きららか射水移住支援事業補助金交付事業 関係は 企画管理部未来創造課 TEL 0766-51-6614 (業務時間 8:30~17:15(土日祝日除く))

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件等については

北陸支店 地域営業グループ

TEL: 076-233-4254

(受付時間 9:00~17:00 (土日祝日除く))



【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、射水市から、「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」(※1)の交付を受ける必要があります。

- (※1)「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、射水市でご確認ください。
- (注1) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com)でご確認ください。
- (注2)本制度の効果および有効性を検証し、次年度の事業要件に反映させていくことを目的として、お客さまへのアンケート調査を実施します。ご協力をお願いします。

<【フラット35】子育で支援型・地域活性化型が利用できる 射水市 指定宅地取得支援 事業、空き家対策支援事業 及び きららか射水移住支援事業>

射水市が実施する次の助成金・補助金にかかる事業について、お客さまがその事業による助成金・ 補助金の交付対象である場合で、次表に示す要件を満たす場合には、【フラット35】子育て支援型・ 地域活性化型をご利用いただけます。助成金・補助金には予算額があります。詳しくは射水市にお問 い合わせください。

射水市 指定宅地取得支援事業、空き家対策支援事業 及び きららか射水移住支援事業

射水市指定宅地取得支援助成金交付事業

きららか射水移住支援事業補助金交付事業

【フラット35】子育て支援型(若年子育て世帯)

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと

- (1) 取得する住宅が、既存住宅であること。
- (2) 補助申請者(申請予定者を含む。以下同じ。)の年齢が【フラット35】子育て支援型の利用対象となることを証する証明書(以下「証明書」という。)の交付申請日現在で満40歳未満であること。
- (3) 証明書の交付申請日現在で満15歳以下の現に同居する子がいること。

【フラット35】子育て支援型(同居)

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと。

- (1) 補助申請者を含む三世代以上の直系親族が同居すること。
- (2) 補助申請者の世帯又はこれと同居する直系親族の世帯のいずれかの世帯において、証明書の交付申請日現在で満15歳以下の現に同居する子がいること。
- (3) 住宅の床面積が70㎡以上あること。
- (4) 入居後5年間、同居状況の確認に協力できること。この場合において同居状況の確認対象は、補助申請者及びこれと同居する直系親族((2)に規定する現に同居する子を含む。)を原則とする。

【フラット35】子育て支援型(近居)

┃ 次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと。

- (1) 補助申請者とその直系親族の世帯が新たに2km以内に居住すること。
- (2)補助申請者の世帯又はこれと近居する直系親族の世帯のいずれかの世帯において、証明書の交付申請日現在で満15歳以下の現に同居する子がいること。
- (3) 入居後5年間、近居状況の確認に協力できること。この場合において近居状況の確認対象は、補助申請者、(2) に規定する直系親族に係る世帯主及び(2)に規定する現に同居する子を原則とする。

射水市空き家対策支援事業補助金交付事業

【フラット35】子育て支援型(同居)

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと。

- (1) 補助申請者を含む三世代以上の直系親族が同居すること。
- (2) 補助申請者の世帯又はこれと同居する直系親族の世帯のいずれかの世帯において、証明書の交付申請日現在で満15歳以下の現に同居する子がいること。
- (3) 住宅の床面積が70㎡以上あること。
- (4) 入居後5年間、同居状況の確認に協力できること。この場合において同居状況の確認対象は、補助申請者及びこれと同居する直系親族((2)に規定する現に同居する子を含む。)を原則とする。

【フラット35】子育て支援型(近居)

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと。

- (1) 補助申請者とその直系親族の世帯が新たに2km以内に居住すること。
- (2)補助申請者の世帯又はこれと近居する直系親族の世帯のいずれかの世帯において、証明書の交付申請日現在で満15歳以下の現に同居する子がいること。
- (3) 入居後5年間、近居状況の確認に協力できること。この場合において近居状況の確認対象は、補助申請者、(2) に規定する直系親族に係る世帯主及び(2)に規定する現に同居する子を原則とする。

【フラット35】 地域活性化型

【フラット35】

子育て支援型

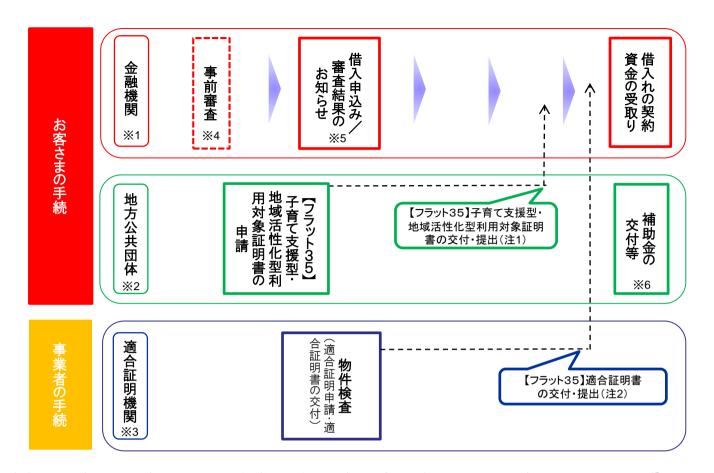
きららか射水移住支援事業補助金交付事業

【フラット35】地域活性化型(UIJターン)

次の(1)及び(2)のすべての要件を満たすこと。

- (1)補助金の交付申請日において、富山県外に住民票を有するものであること。
- (2)入居後5年間、居住確認に協力できること。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用手続の流れ



- (注)上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】 う】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】 適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。 (※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
- (※2)「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付手続が可能な地方公共団体は、フラット35サイト(www.flat35.com)に順次掲載していきます。
- (※3)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。
- (※4)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
- (※5)借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。
- (※6)補助金の交付等は、各地方公共団体の制度に基づき、地方公共団体が実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは 取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、 お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価 額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費ま たは購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なり ます。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加 入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱 金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済 が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機 関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認して います。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地 域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対 象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を 設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる 住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によ って取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】 はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。 ●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型、【フラット35】S 及び【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金 融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。 ●説明書(パンフレット等)は、お申込みを 希望する取扱金融機関で入手できます。